

今号の主な記事  
 ◇児童手当の所得制限額を引き上げ（2面）  
 ◇北口図書館の借出券 事前登録を受付（3面）  
 ◇市立全園で「開かれた幼稚園事業」開催（3面）  
 ◇灘の酒レディースデイ「酒と狂言を楽しむ女性の集い」開催（4面）

発行／西宮市役所 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号  
 TEL/0798-35-3151（代表）  
 ホームページ/http://www.nishi.or.jp/  
 編集／市長室広報課 TEL/0798-35-3400

推計人口●44万195人 男●21万285人 女●22万9910人  
 世帯数●17万9429 面積●100.18km<sup>2</sup>（平成13年4月1日現在）

平成13年(2001年) 5月10日 第1135号

## 天皇皇后両陛下が 西宮を訪問されました

阪神・淡路大震災の復興状況ご視察に



招待された人々などにお声をかけられました

・天皇皇后両陛下は、阪神・淡路大震災の復興状況をご視察のため、4月23日から26日まで兵庫県を訪問されました。

25日には西宮市立中央体育館で、震災後の復興状況や、ボランティア活動、自主防災組織活動などについての説明をお聞きになりました。また、当時の避難者、ボランティアなど招待された人々、一人ひとりにお声をかけられました。当日同館前には、両陛下をお出迎えのために、市民の皆さん約1100人が集まりました。

今年もやります



みなさんよろしく



西宮市「トライやる・ウィーク」は、市内の中学2年生が自分たちで選んだ活動・体験をとおして、豊かな感性や創造性を高めたり、自分なりの生き方を見つけていることなどを支援するプログラムです。平成10年度からスタートした同プログラムは、地域の施設や事業所の皆さんに、ボランティアとして活動の指導や支援をしていただき、大きな成果をあげてきました。

活動は、原則として各校区内で約1週間行います。左表参照。今年度も市民の皆さんのあたたかいご支援・ご協力をよろしくお願いたします。

問合せは、西宮市「トライやる・ウィーク」推進協議会事務局（0798・35・3858；学校教育課内）へ。

# トライやる・ウィーク

各中学校の実施予定期間

※時間帯は原則として午前9時～午後4時。活動場所の事情を優先

| 実施期間       | 学校名                                    |
|------------|--|
| 5月21日～25日  | 上ヶ原中、瓦木中、今津中、真砂中                       |
| 5月28日～6月1日 | 浜脇中、甲武中、深津中、鳴尾中、高須中、苦楽園中、浜甲子園中、山口中、塩瀬中 |
| 6月4日～8日    | 西宮浜中、大社中、甲陵中、上甲子園中、鳴尾南中、学文中            |
| 11月12日～16日 | 平木中                                    |

5月20日

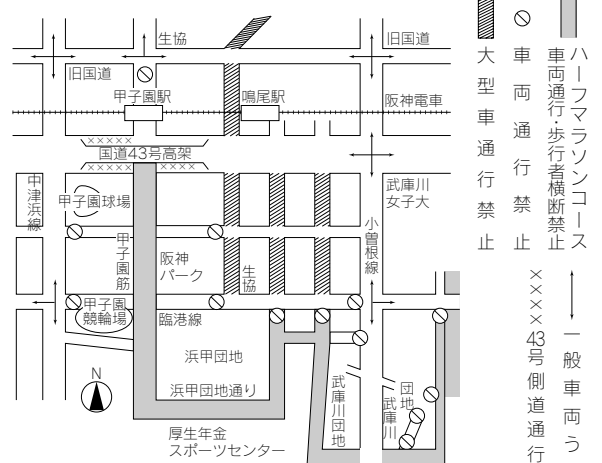
## 交通規制します

西宮国際ハーフマラソン開催のため

「ユニセフカップ2000 西宮国際ハーフマラソン」が開かれる5月20日は、コース周辺を交通規制します。雨天決行。当日は午前10時15分（国道43号の側道は8時）から11時20分ごろまで、車両の通行と歩行者の横断が禁止されます。また、不法駐車はレッカー車で移動を行うことがあります。

参加者が安全に楽しく走るために、皆さんのご協力をお願いします。

問合せはスポーツ振興課（0798・74・0554）へ。



※不法駐車はレッカー車で移動することあり

## 違反広告物追放に 取り組みませんか

地域の景観維持・美化を目ざして

道路路上にあふれる違反広告物によって、都市景観や道路の美化が損なわれたり、交通の安全が阻害されています。多くの市民の皆さんから、自ら地域の景観の維持、美化に取り組みたいとの意見をいただいています。

市は、環境や道路の美化に関心をもち、道路路上の違反広告物の撤去に自発的に参加を希望する人から成る「路上違反広告物追放推進団体」の登録を受け付けます。きれいなまちづくりに取り組んでみませんか。



違反広告物であっても、その撤去は、他人の財産を撤去することになります。

これまで、違反広告物（道路路上の電柱、街灯、信号機などに表示されたはり紙、はり札、立看板）の撤去作業は、市が行ってきた。このたび、市とボランティアの皆さんとが一体となり、違反広告物の追放に取り組み、環境や道路の美化などを推進しようとする「西宮市路上違反広告物追放推進員設置要綱」を制定しました。

「路上違反広告物追放推進団体」の登録のためには、まず、無償のボランティア

【費用】ボランティア保険（年間5000円の保険料が必要）に加入が必要。撤去する工具は、各団体に一定量を支給

【問合せ先】同課（0798・35・3950）

電柱、街灯などに、はり紙、はり札、立看板を表示することは、市内全域で禁止されています